

平成 25 年（東）第 1479 号、同第 1908 号、同第 2207 号、同第 3154 号  
平成 26 年（東）第 1532 号、同第 1983 号

## 和解案受諾勧告書

平成 27 年 12 月 17 日

仲介委員長  
仲介委員  
仲介委員

頭書事件（以下「本件」という。）において提示済みの和解案（以下「本件和解案」という。）につき、当パネルは、以下のとおり勧告する。

### 第 1 勧告の趣旨

被申立人は、本件和解案を全部受諾せよ。

特に、申立人らのうち別紙当事者目録記載の 13 名については、一刻も早く本件和解案を受諾されたい。

### 第 2 勧告の理由

#### 1 はじめに

(1) 本件について、当パネルは、要旨、福島第一原発事故から 1 年経過以降の申立人らの精神的損害として一人当たり月額 5 万円（うち 75 歳以上の申立人には原発事故当初又は 75 歳以上に達した月からさらに一人当たり月額 3 万円）を追加することを内容とする本件和解案を提示しているが、先行提示から 1 年 8 か月以上が、後行提示からも 1 年以上がすでに経過してもなお、被申立人は頑なに全部受諾を拒み、依然として和解が成立していない。

(2) 本件和解案の提示にあたっては、当パネルを構成する仲介委員全員が、申立人らが暮らしていた浪江町に赴き現地の状況に接するとともに、直接、申立人らの声を聞き、そこにあった営みとそれが失われた現状及び申立人らの避難生活を目の当たりにした。こうした審理の結果、当パネルは、先の見えない避難生活が長期化する中で申立人らの将来への不安等が大きく、深刻となっていることを知り、本件和解案が必要かつ相当であるとの確信を得た。

いうまでもなく、申立人らの年齢、性別、職業、性格、家族構成等の属性、従前の生活環境や避難生活の状況等はそれぞれ異なっており、その中で各人が抱える具体的な苦勞や苦悩の内容、程度は違うものである。

しかし、申立人らはそれぞれの属性や生活の下でその形や内容は違えど、いずれもが先の見えない避難生活の長期化によって将来への不安等を増大させている。当パネルは、その意味において本件では申立人らに共通して慰謝されるべき精神的苦痛があると判断し、本件和解案を提示したものである。

- (3) これに対し、被申立人は、こうした申立人らの精神的苦痛は、帰還困難区域等からの避難者に共通するもので申立人ら固有の個別具体的な事情ではなく、中間指針及び同第二次追補に基づく慰謝料によって考慮されている等として、本件和解案の全部受諾を拒否している。

他方で、被申立人もまた、本件和解案の基礎たる精神的苦痛、すなわち、原発事故から年月が経過してもなお申立人らが先の見えない避難生活を余儀なくされており、こうした避難生活の長期化によって、申立人らが将来への不安等を増大させていることを認めている。それにもかかわらず、本件和解案の全部受諾を拒否することは理解できない対応といわざるを得ない。

- (4) 当センターの和解仲介手続は、仲介委員が中間指針等に明記された損害項目や金額を踏まえつつ、各人の属性等をはじめとする申立人の個別具体的な事情を考慮することによって、事案に応じた和解案を提示し、もって申立人と被申立人との間における原子力損害の賠償に関する円滑な合意形成に寄与すべきものであり、それが適切に機能することは、原発事故被害者たる申立人のみならず、その相手方当事者である被申立人にとっても望ましいものである。

被申立人もかかる理解の下、これまでに当センターの和解仲介手続において和解案を受諾してきており、本件においてのみ、その対応を異にする理由はない。

- (5) 被申立人が全部受諾を拒否した結果、本来、迅速、公平かつ適正に救済されるべき被害者たる1万5000人以上もの申立人らが、未だ本件和解案に基づく賠償の見通しも立たない状況に置かれている。加えて、本件の申立人のうち、平成27年7月30日現在、すでに365名が本件和解案に基づく賠償を受けられないまま亡くなっている。その中には本件和解案の受諾意思を表明しながら亡くなった申立人も少なからずおり、同人らが抱いたであろう極めて無念な思いは想像に難くない。さらに、申立人らのうち2077名（但し、申立書に基づく人数）が、原発事故当時に75歳以上の高齢者であり、原発事故から4年9か月以上がすでに経過した現在において、申立人ら被害者の救済には一刻の猶予も許されない。

当パネルは、かかる事態を重く受け止めている。そして、このまま本件の解決がいたずらに長引き、今後も本件和解案に基づく賠償を受けられないまま亡くなる申立人が増加していくことを危惧するとともに、ひいては原子力



損害賠償制度において重要な役割を担うべき当センターの紛争解決機能自体が阻害され、多くの原発被害者救済に支障を生じることを憂慮している。

こうした懸念は、当センターの総括委員会も示すところである（別紙１・事項１及び別紙２・事項１に対する助言）。被申立人は、このような憂慮すべき事態になっていることを認識し、再度本件和解案を真摯に検討されたい。

- (6) 原発事故からすでに４年９か月以上が経過し、本件和解案提示後、田村市（都路地区）、川内村（東部）、檜葉町などでは避難指示が解除され、自治体によっては帰還に向けた現実的な動きが出始めている。しかし、本件申立人らが生活していた浪江町は、いまだに避難指示解除は平成２９年３月以降の予定とされ、具体的な解除見込み等も示されていない。また、復興庁、福島県及び浪江町による最新の住民意向調査（平成２７年９月９日～２５日実施）においても、７９．５％の住民が「戻らないと決めている」又は「まだ判断がつかない」との回答を行っている状況にある。被申立人においては、このような状況についても、十分に踏まえられたい。

- (7) よって、当パネルは、本書をもって、被申立人に対し、第１のとおり改めて勧告する。

- (8) なお、別紙当事者目録記載の１３名を含む高齢者については、申立人らに対しても、本件紛争の解決に向けた現実的な対応を期待したい。

申立人らが一律解決を希望することは十分理解できるが、審理の現状に照らし、早期の一律同時解決の実現は容易ではないとも思える。申立人ら代理人及び浪江町においては、本書を踏まえ、例えば別紙当事者目録記載の１３名等の解決が特に急がれる申立人については先行して和解を進める、被申立人が受諾意思を示す部分については和解金を先に受領するなど、一人でも多くの申立人が早期に現実の賠償を受けられるよう、本件の解決に向けた柔軟な方策も検討されたい。当パネルとしては、このような方法は、決して申立人らの希望する解決と矛盾するものではないと考えている。

- (9) 以上が本勧告理由の骨子であるが、次項以下において、本件の審理経過を整理するとともに、改めて当パネルの考え方等を詳述しておく。

## 2 本件の審理経過

- (1) 当パネルは、平成２６年３月２０日、本件のうち、平成２５年（東）第１４７９号、同１９０８号、同２２０７号及び同３１５４号事件（各事件の申立人数は、それぞれ、１万１２４９人、２８０８人、７３３人、５１９人の合計１万５３０９人である。）について、平成２３年３月１１日から平成２６年２月末日までの申立人らの精神的損害として、中間指針等に定める月額１０万円ないし１２万円に一定額を加算することを内容とする下記の和解案を提案した。



## 記

### ① 避難生活の長期化に伴う精神的苦痛（将来への不安等）の増大による慰謝料

申立人ら全員について、平成24年3月11日から平成26年2月末日まで、月額5万円を加算する。

### ② 高齢者の日常生活阻害慰謝料増額

平成23年3月11日時点において75歳以上の申立人について、平成23年3月11日以降、月額3万円を加算し、平成23年3月12日以降に75歳に達した申立人について、誕生日の属する月以降、月額3万円を加算する。

### (2) 平成26年5月26日、申立人らは上記和解案を受諾するとの回答をした。

一方、被申立人は、平成26年6月25日、高齢者の日常生活阻害慰謝料増額については、一定の条件・範囲で受諾するとの回答をしたものの、避難生活の長期化に伴う精神的苦痛（将来への不安等）の増大による慰謝料については、浪江町民であることのみをもって一律の精神的損害の増額を認めるものであり中間指針等と乖離すること（平成26年6月25日付回答書4頁）、避難の長期化に伴う精神的苦痛は中間指針等ですでに評価されている要素であり、このような理由で増額することは重複した評価であること等の理由を挙げ、上記和解案の全部受諾を拒否した。

### (3) 当パネルは、被申立人が上記和解案を正確に理解していないものと考え、平成26年8月25日、和解案提示理由補充書を示し、再度、被申立人に対して上記和解案を全部受諾するよう求めた。

具体的には、上記和解案は、浪江町民であることのみをもって一律の精神的損害の増額を認めたものではなく、本件手続における双方当事者の主張・立証活動の結果、申立人らに共通する事情があるとの事実認定を経て和解案を提示したものであることについて、詳細な説明を行った。

また、中間指針等の関係についても、上記和解案の提示にあたり当パネルが認定した「申立人ら全員の避難生活が長期化し、それにより、申立人全員が『今後の生活再建や人生設計の見直しを立てることが困難』となっている」という事情は、中間指針等で考慮されていないことを示した。さらに、仮に上記事情が中間指針等で考慮されているとの前提に立ったとしても、当パネルは、審理を通じて、申立人らの抱えている将来に対する不安は、軽減されるどころか増加しており、より現実化、顕在化して深刻になっているとの心証を得ており、この精神的苦痛に対する慰謝料として月額10万円では不十分と判断したことについても説明を行った。

また、平成26年8月4日には、総括委員会により「東京電力の和解案

への対応に対する総括委員会所見」が示されており、これによっても、当パネルの示した和解案が、中間指針等から乖離するものでないことが明らかにされている。

- (4) 以上のとおり、当パネルが、被申立人が平成26年6月25日付回答書で示した疑問点に対する補充説明を行ったにもかかわらず、被申立人は、平成26年9月17日、従前と同様の回答を行った。

その理由として、当パネルが認定した申立人ら全員の避難生活が長期化し、それにより、申立人全員が今後の生活再建や人生設計の見直しを立てることが困難となっているという事情は、「他の帰還困難区域等の避難指示により現在まで避難をされている方々にも当てはまるものであり、申立人様ら固有の個別・具体的事情であると認めることは困難」（平成26年9月17日付回答書（2）2頁）であることを挙げた。

また、中間指針等との関係では、当パネルが認定した事実は中間指針等で考慮済みであるという立場を維持した。

- (5) 当パネルは、平成26年12月2日、平成26年（東）第1532号及び同1983号事件（各事件の申立人数は、それぞれ232人、244人の合計476人である。）について、和解案を提示した。内容は（1）と同様である。

- (6) 平成27年1月9日、申立人らは上記和解案を受諾すると回答した。

一方、被申立人は、同日、高齢者の日常生活阻害慰謝料増額については一定の条件・範囲で受諾するが、避難生活の長期化に伴う精神的苦痛（将来への不安等）の増大による慰謝料については拒否をすると回答した。

拒否の理由は、上記（2）及び（4）と同じであるが、これに加え被申立人は、「中間指針等により認められた慰謝料額からの増額を認めるためには、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きいと認められる特段の事情が必要である」との立場を示した。

また、被申立人は、当該回答書において、申立人らの中には、総括基準（精神的損害の増額事由等について）に定める精神的損害の増額事由等に該当する可能性のある申立人もいるものと思われ、これらの点について改めて検討できる旨の意見を述べた。

- (7) 当パネルは、平成26年末頃、平成26年11月28日の時点で既に238人の申立人が死亡しているとの報道に接し、被災者のうち、特に賠償が急がれると思われる高齢の申立人について、これ以上解決を遅延することは許されないと考えた。

そこで、当パネルは、平成27年1月23日、高齢者の申立人のうち、本件において実際に口頭審理期日で意見等を述べ、又は陳述書等を提出した申



立人13名について、再度和解案の受諾を検討するよう被申立人に勧告した。

なお、当パネルは、このような進行について、申立人の意向確認を行い、平成27年4月2日に、同意するとの回答を得ている。

- (8) 被申立人は、平成27年4月20日、準備書面(3)を提出して上記13名の申立人についての回答をしたが、その内容は、当パネルが提案した和解案の諾否の検討をするものではなく、申立人13名について「日常生活阻害慰謝料の増額の可否」について検討するもの(より具体的には、総括委員会平成24年2月14日付総括基準(精神的損害の増額事由等について)に基づき慰謝料の増額を検討するもの)であり、その趣旨が判然としなかった。

そこで、当パネルは、平成27年5月1日、①上記13名の申立人について、避難の長期化により将来への不安等が増大したという事実を認めるか否か、②争わない場合、当該事実を前提にしてもなお和解案を受諾できない具体的理由、③被申立人が平成27年4月20日付準備書面(3)で述べる「日常生活阻害慰謝料の増額」と和解案諾否の関係について明らかにするよう被申立人に求めた。

- (9) 被申立人は、平成27年5月20日、上記釈明に対する回答を行ったが、その内容は下記のとおりであった。

#### 記

① 13名の申立人において避難生活の長期化により将来への不安等が増大したという事情が認められることについては争わない。

② ①の事実は、申立人ら固有の個別具体的な事情ではなく、帰還困難区域等から避難をしている被害者に共通して認められる事情である。このような事実は、中間指針及び同第二次追補に基づく慰謝料の賠償において考慮されている。したがって和解案を受諾できない。

③ 以上の前提に立つと、慰謝料の増額の可否については日常生活阻害慰謝料の増額の問題となるため、準備書面(3)では、13名の個別具体的な事情を前提に日常生活阻害慰謝料の増額の可否を検討したが、さらに、避難生活における具体的な事情についての説明を受けなければ、諾否を回答できない。

- (10) 本件の審理は以上の経過をたどっており、本日現在も、被申立人は、全部受諾を拒否する姿勢を崩していない。

### 3 被申立人による全部受諾拒否に理由がないこと

#### (1) 仲介委員の裁量の範囲

ア 中間指針は「本件事故が収束せず被害の拡大がみられる状況下、賠償すべき損害として一定の類型化が可能な損害項目やその範囲等を示したもの」(中間指針第1の4)であり、避難等対象者が受けた精神的苦痛(「生



命・身体的損害」を伴わないものに限る。) に関する指針については、「生命・身体的損害を伴わない精神的苦痛の有無、態様及び程度等は、当該被害者の年齢、性別、職業、性格、生活環境及び家族構成等の種々の要素によって著しい差異を示すものである」にもかかわらず、その「損害の有無及びその範囲を客観化することには自ずと限界がある」(中間指針第3の6備考1) ため、「中間指針においては、全員に共通する精神的苦痛につき賠償の対象とされるのが妥当と解されること」から「年齢等により金額に差を設けないこととし」(同備考2) たうえで策定されたものであり、この性格は中間指針第二次追補でも変更されていない。

このような理解は、平成24年2月23日に開催された第24回原子力損害賠償紛争審査会において能見善久会長が「ただ、審査会はこれまで何度もご議論いただいておりますように、私も申し上げていますが、類型化できれば、もちろん類型化しますが、ある程度一律の基準を設けますので、審査会で示す金額というのは、そういう意味では、やはり最低のというんですか、一応共通の損害ということになるので、帰還困難区域について、慰謝料を一括賠償するといっても、その額を超える慰謝料の額というのが、ADRの方でもって追加で認めるということは十分あり得るのではないかと思います。」と述べていることとも一致する。

以上の中間指針等の性格に照らせば、仲介委員が、審理を通じて「被害者の年齢、性別、職業、性格、生活環境及び家族構成等の種々の要素」を認定し、中間指針等が類型化した精神的苦痛以外の精神的苦痛を認定すること及び中間指針等が類型化した精神的苦痛に対する慰謝料を増額することは、当然認められることである。

イ この点について、被申立人は、中間指針及び中間指針第二次追補で定める慰謝料の増額については平成24年2月14日総括基準(精神的損害の増額事由等について)に従うべきであるとの立場を示し、年齢、性別、職業、性格、生活環境及び家族構成等の種々の要素の具体的事実を考慮したうえで、中間指針等が定める慰謝料を増額することは許されないかのような主張をしている。

そこで、当パネルにおいて、原子力損害賠償紛争解決センター和解仲介業務規程第28条2項に基づき、総括委員会に対して、別紙1「事項2」のとおり助言を求めたところ、別紙2「事項2に対する助言」のと通りの助言を得ており、これによれば、平成24年3月以降の日常生活阻害慰謝料の増額事由は、同総括基準が列挙する事由に限定されず、何を増額事由とするかも仲介委員の裁量的判断に委ねられている(別紙2・事項2に対する助言)のであって、被申立人の主張は理由がないことが明らかである。



ウ 当パネルの提案した和解案は、次に示すような審理を経て、中間指針等で類型化されていない個別具体的な事情を認定した上で提示されたものであって、被申立人がこれを拒否する合理的な理由はない。

(2) 本件に顕れた具体的事実

本件においては、申立人らによる個別具体的な主張・立証活動が行われていることは、和解案提示理由補充書2頁から5頁等に記載したとおりであり、さらに、平成26年（東）第1532号及び同1983号事件においては、申立人64名分の陳述書ないし陳述録取報告書（甲135号から198号証）が提出されている。

これらの主張・立証により、本件申立人らについては、「年齢、性別、職業、性格、生活環境及び家族構成等の種々の要素」の具体的事実が明らかになっている。

別紙当事者目録記載の13名につき具体的に言えば、平成25年（東）第1479号事件・申立人番号7728番の申立人は、「75歳以上の高齢者であり、事故直後に要介護認定を受けた上、家族がバラバラとなって、単身で仮設住宅での生活を送っている等という事情が認められ」、同じく平成26年（東）第1983号事件・申立人番号107番の申立人は、「75歳以上の高齢者であるところ、本件事故により、入院中の避難を余儀なくされた上、事故がなければ、退院後、家族の助けを借りながら自宅で生活できたと思われるが、本件事故により、家族の生活基盤そのものが壊されたことにより、施設入所を余儀なくされているというという事情が認められる」（平成27年1月23日付勧告書）。

当パネルは、このような事実認定を経て、申立人ら各人に「避難生活の長期化により将来への不安等が増大した」という精神的苦痛が発生していると判断したものである。

なお、これらの主張・立証活動は、全て本件手続内で行われたものであり、本件申立人ら以外の他の避難者に、これらの主張・立証活動の結果認定された事実が当てはまるか否かは、当パネルの判断し得ることではない。

(3) 当パネルが認定した精神的苦痛が中間指針及び同第二次追補で考慮されていないこと

当パネルは、このように認定した「避難生活の長期化により将来への不安等が増大した」という精神的苦痛は、中間指針及び同第二次追補において、考慮（類型化）されていないと判断し、中間指針第3の6備考11が「その他の本件事故による精神的苦痛についても、個別の事情によっては賠償の対象と認められ得る」とあることから、これに基づき本件和解案を提案した。

当パネルの認定した精神的苦痛が、中間指針及び同第二次追補によって



類型化された精神的苦痛ではないと判断した理由は、和解案提示理由補充書6頁及び7頁に示したとおりである。

(4) 補足

仮に、被申立人の主張するように、当パネルが認定した「避難生活の長期化により将来への不安等が増大した」という事実が、中間指針及び同第二次追補で考慮されているとの前提に立ったとしても、被申立人が、本件和解案を拒否することは理由がない。

すなわち、中間指針等の性格は上記(1)のとおりであり、このような中間指針等の性格に照らせば、和解仲介手続を行う仲介委員が、審理を通じて認定した「年齢、性別、職業、性格、生活環境及び家族構成等の種々の要素」を考慮して中間指針及び同第二次追補に明記された「目安」の慰謝料以上の慰謝料を認定し、和解案を提案することは、中間指針及び同第二次追補が予定していることである。

当パネルは、このような中間指針及び同第二次追補では考慮されていない「年齢、性別、職業、性格、生活環境及び家族構成等の種々の要素」を踏まえ、平成24年3月から平成26年2月までに発生した精神的苦痛の程度は、中間指針及び同第二次追補で考慮されている精神的苦痛よりも大きいと判断し、本件和解案を提案している。

そして、このような本件和解案の考え方は、別紙1・事項2及び別紙2・事項2に対する助言のとおり、平成24年2月14日総括基準(精神的損害の増額事由等について)に反するものではない

よって、被申立人がこれを拒否する合理的な理由はない。

(5) 高齢者の日常生活阻害慰謝料増額について

被申立人は、上記2(2)及び(6)のとおり、高齢者の日常生活阻害慰謝料増額については、申立人のうち傷病を有していた75歳以上の高齢者に対して、本件事故発生時から平成24年3月末日までの13か月間について、一人月額2万円を増額するとの回答をしているが、その余の部分については受諾を拒否している。

しかし、当パネルが、75歳以上の申立人に慰謝料の増額を認めた理由は、申立人らのうち、少なくとも75歳以上の高齢者については、①相対的に環境変化への適応が困難であり、正常な日常生活の維持・継続の阻害によって生じる精神的苦痛も相対的に大きいこと、②地域社会への依存の程度が高く、地域社会から切り離されることによって増加する負担も、相対的に高いこと、③故郷に帰る見込みについて悲観的にならざるを得ない状態にあることが認められ、その精神的苦痛が特に大きいと判断したからである(和解案提示理由補充書7及び9頁参照)。

上記3（1）記載のとおり、申立人らの精神的苦痛に対し、何を増額事由とするかは仲介委員の裁量的判断に委ねられている（別紙2・事項2に対する助言）のであって、被申立人が、そのような仲介委員の裁量的判断に疑義を述べることは、被申立人自身が標榜する「和解仲介案の尊重」（平成26年1月15日、損害賠償の迅速かつ適切な実施のための方策（「3つの誓い」））に反し、明らかに不合理な対応である。

加えて、いずれも75歳以上の高齢者である別紙当事者目録記載の13名の陳述内容等をみても、被申立人の主張する平成24年3月末日の前後で、その被っている精神的苦痛が変化したということを伺わせる事情は一切なく、被申立人の対応はこうした本件の審理を踏まえない不合理なものと言わざるを得ない。

よって、被申立人がこれを拒否する合理的な理由はない。

#### 4 結論

以上の理由で、第1のとおり勧告をする。

以上



(別紙)

当 事 者 目 録

|    | (事件番号)         | (申立人番号) |
|----|----------------|---------|
| 1  | 平成25年(東)第1479号 | 5992    |
| 2  | 平成25年(東)第1479号 | 6818    |
| 3  | 平成25年(東)第1479号 | 7728    |
| 4  | 平成26年(東)第1532号 | 65      |
| 5  | 平成26年(東)第1983号 | 41      |
| 6  | 平成26年(東)第1983号 | 46      |
| 7  | 平成26年(東)第1983号 | 47      |
| 8  | 平成26年(東)第1983号 | 75      |
| 9  | 平成26年(東)第1983号 | 98      |
| 10 | 平成26年(東)第1983号 | 107     |
| 11 | 平成26年(東)第1983号 | 113     |
| 12 | 平成26年(東)第1983号 | 141     |
| 13 | 平成26年(東)第1983号 | 219     |

平成25年（東）第1479号、同第1908号、同第2207号及び同第3154号

平成26年（東）第1532号及び同第1983号

平成27年11月24日

総括委員会 御中

仲介委員長

仲介委員

仲介委員

頭書事件について、原子力損害賠償紛争解決センター和解仲介業務規程第28条2項に基づき、下記事項につき助言を求めます。なお、助言は書面をもってお示しいただければ幸いです。

#### 記

##### 1 事項1

当パネルは、平成25年（東）第1479号、同第1908号、同第2207号及び同第3154号各事件（申立人数合計1万5309人）について平成26年3月20日に、平成26年（東）第1532号及び同第1983号各事件（申立人数合計476人）について同年12月2日に、それぞれ全部和解案を提示しております。

しかし、上記各和解案に対し、被申立人は、「全部受諾」を拒否し、現在に至ってもその姿勢を崩していません。

上記各事件においては、平成27年7月30日時点で、365人にも上る多数の申立人が亡くなっており、これらの方々の中には、全部和解案提示後に、和解成立を見届けることなく亡くなられた申立人も相当数含まれており（平成27年11月13日の報道によれば、「和解案提示からことし5月までに、202人の申立人が決着を見ないまま死亡した。」とあります。）、また、詳細は不明ですが、これらの方々の多くは高齢者であったものと思われます。

このような状況のもとで、上記各全部和解案の全部受諾を拒否し続ける被申立人の対応は、当センターの「原子力損害の賠償に関する紛争の迅速かつ適正な解決を図る」（原子力損害賠償紛争解決センター和解仲介業務規程第1条）という役割を阻害するものです。

当パネルは、全部和解案提示後、被申立人に対して、「全部受諾」するよう意を尽くして説得しておりますが、いまだ和解成立に至っておりません。

つきましては、本件について、全部和解の成立に向けた総括委員会の助言をいただきたいと存じます。



## 2 事項2

平成23年8月5日に策定された中間指針では、「正常な日常生活の維持・継続が長期にわたり著しく阻害されたために生じた精神的苦痛」を賠償すべき損害とし（中間指針第3・6（指針）Ⅰ）、その具体的な損害額の算定に当たっては、本件事故発生から6ヵ月間（第1期）については、一人月額10万円（避難場所等において生活した期間は一人月額12万円）、第1期終了から6ヵ月間（第2期）については、一人月額5万円をそれぞれ目安とし、第2期終了から終期までの期間（第3期）については、今後の本件事故の収束状況等諸般の事情を踏まえ、改めて損害額の算定方法を検討するのが妥当とされ（中間指針第3・6（指針）Ⅲ）、平成24年3月16日に策定された中間指針第二次追補では、避難指示区域について、第2期を避難指示区域見直しの時点まで延長し（中間指針第二次追補第2・1（1）（指針）Ⅰ）、第3期における精神的損害の具体的な損害額を、避難指示解除準備区域については一人月額10万円を目安とすること、居住制限区域については、一人月額10万円を目安とした上、概ね2年分として一人240万円の請求ができること、帰還困難区域については、一人600万円を目安とすること（中間指針第二次追補第2・1（1）（指針）Ⅲ）とされていますが、中間指針第二次追補における第3期の具体的な損害額の算定に当たっては、避難の長期化に伴う「いつ自宅に戻れるか分からないという不安な状態が続くことによる精神的苦痛」の増大等を考慮した（中間指針第二次追補第2・1（1）（備考）5）とされています。

総括委員会が中間指針第二次追補策定前である平成24年2月14日に決定した総括基準（精神的損害の増額事由等について）では、中間指針第3・6（指針）Ⅲ①及び②（第1期及び第2期の具体的損害額）の金額が「あくまでも目安であるから、具体的な賠償に当たって柔軟な対応を妨げるものではない」（中間指針第6・3（備考）10）とされていることから、増額という柔軟な対応をすることができる標準的な場合を定める必要がある（同総括基準（理由）1））ところ、避難生活への適応が困難な客観的事実と認められる事情があり、かつ、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きいと認定できる者について、日常生活阻害慰謝料（中間指針第6・3（指針）Ⅰ）に規定する精神的苦痛に対する慰謝料をいう。以下同じ。）の増額をすることができる標準的な場合を定めるのが適当である（同総括基準（理由）2））として、要介護状態、身体または精神の障害、重度または中程度の持病、これらの者の恒常的な介護、懐妊中、乳幼児の恒常的な世話、家族の別離、二重生活等、避難所の多数回移動のほか避難生活に適応が困難な客観的事実であって、上記の事情と同程度以上の困難さがあるもののいずれかの事由があり、



通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、中間指針において目安とされた額よりも増額することができる（同総括基準（総括基準）1）とされています。

- (1) 以上のような総括基準（精神的損害の増額事由等について）の策定期間及び内容に照らせば、同総括基準は、中間指針において具体的な金額の目安が示されていた第1期及び第2期における日常生活阻害慰謝料につき、「避難生活への適応が困難な客観的事情」という視点に立って、増額事由を列記したものであって、同総括基準策定期間において、未だ具体的な算定方法が検討されていなかった中間指針が定める第3期（平成24年3月から終期まで）における日常生活阻害慰謝料について、同総括基準が存することを根拠として、その増額事由が同総括基準が列記するものに限定されると解すべきものではないと考えますが、かかる理解のうえに立って和解案を作成・提示することは差し支えないかどうかご助言ください。
- (2) 総括基準（精神的損害の増額事由等について）が増額事由として念頭においている「避難生活への適応が困難な客観的事情」は、その内容や同総括基準の策定期間に照らし、中間指針第二次追補において第3期の具体的な損害額の算定に当たって考慮された『避難の長期化に伴う「いつ自宅に戻れるか分からないという不安な状態が続くことによる精神的苦痛」の増大等』（中間指針第二次追補第2・1（1）（備考）5））に対する慰謝料についての増額事由として位置付けられるべきものではないと解されること、第3期の賠償額が中間指針第二次追補においても「目安」とされていることからすれば、中間指針第二次追補が定める第3期（浪江町については平成25年4月から終期まで）の損害額の算定に当たり考慮された『避難の長期化に伴う「いつ自宅に戻れるか分からないという不安な状態が続くことによる精神的苦痛」の増大等』に対する慰謝料についても、同総括基準が定める事由以外の増額事由が観念されますが、その標準的な事由が総括基準をもって定められていないため、和解案の提示に際し、何を上記増額事由として和解案を作成するかについては、個別具体的な事案の内容に則した仲介委員の裁量的判断に委ねられていると理解しております。かかる理解のうえに立って和解案を作成・提示することは差し支えないかどうかご助言ください。

以上



平成25年（東）第1479号、同第1908号、同第2207号及び同第3154号

平成26年（東）第1532号及び同第1983号

平成27年12月2日

仲介委員長 殿  
仲介委員 殿  
仲介委員 殿

総括委員会

頭書事件（以下「本件事件」という。）について、貴パネルから平成27年1月24日付けでされた助言の求めに対し、下記のとおり助言します。

記

1 事項1に対する助言

本件原発事故による被害は、その規模、範囲等において未曾有のものであり、当センターは、原子力損害の賠償に関する法律（以下「原賠法」という。）に基づき、その賠償に関する個別紛争の迅速かつ適正な解決を図るべく、和解仲介手続において仲介委員が事案を審理した上で和解案を提示し、もって、申立人と東京電力との間における原子力損害の賠償に関する円滑な合意形成に寄与すべき役割を担っている。

本件事件のようないわゆる集団的申立てにおいても、このような当センターに課せられた役割は異なるものではなく、貴パネルもこのような理解に立って、多数の申立人らから、個別の事情を聴取するなどして事案の審理をした上、申立人全員についての「一律」の解決を強く希望する申立人らの意向をも踏まえ、上記のような個別審理の結果、申立人全員、あるいは高齢者の申立人全員にそれぞれ共通して認められると推認される限度での和解案を提示し、それに対して、被申立人が、申立人らに対して「一律」の和解案であることに難色を示し、「全部受諾」に至っていないものと承知している。

被申立人が、自ら「迅速な賠償のお支払い」「きめ細やかな賠償のお支払い」「和解案の尊重」を宣言しておきながら、本件事件のように「全部受諾」を拒否することの問題点は、平成26年8月の当委員会の所見において指摘したところであるが、更に本件事件においては、先行する和解案提示からはすでに1年8月が経過するとともに、和解案提示後、既に和解成立の報に接することなく多数の申立人が亡くなっているという事態が発生している。

これは、紛争の迅速かつ適正な解決を図るべく申立てを行ったにもかかわらず

ず、その解決の見通しが立たないという憂慮すべき事態を約1万5000人の申立人らに生じさせ、また、亡くなられた申立人の方々やその関係者に極めて無念な思いをさせたにとどまらず、原賠法が予定する和解仲介手続を含む原子力損害に対する賠償システム自体の信頼性を大きく揺るがすおそれがある極めて憂慮すべき事態であるといわざるを得ない。

貴パネルにおかれては、本件事件においてそのような憂慮すべき事態となっていることについて、改めて、当事者双方に対し、自覚及び問題意識を持たせるとともに、当事者とも協同し、高齢の方から順次可及的速やかに必要な賠償が行われるようにする等、様々な方策を柔軟に模索して本件事件が解決に向けて前進するよう、当事者双方に対する強力な働き掛けをお願いしたい。

## 2 事項2に対する助言

(1)、(2)とも、貴パネルの理解のうえに立って和解案を作成・提示することに差し支えはない。

以上